



平成26年12月1日

各 位

会 社 名 株式会社コシダカホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 腰 高 博
(JASDAQ コード2157)
問 合 せ 先 取締役執行役員 土 井 義 人
グループ管理担当
電 話 03-6403-5710

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成26年12月1日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|-----------------------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 500,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.64%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,100,000,000円(上限) |
| (4) 取 得 期 間 | 平成26年12月3日～平成26年12月4日 |
| (5) 取 得 方 法 | 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け |

3. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得においては、当社の支配株主である当社代表取締役社長腰高 博からの取得が予定されているため、本自己株式取得は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

当社が平成 26 年 9 月 30 日に開示いたしましたコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引の適合状況は以下のとおりです。

同指針では、「当社と支配株主との取引につきましては、一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。さらに、必要に応じて、外部専門家の意見を求めること等により、少数株主の保護を図っております。」としております。そのため当社は、平成 26 年 12 月 1 日に取締役会を開催し、当該支配株主と利害関係のない取締役 2 名及び監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）が参加の上、本自己株式取得が、資本効率の向上を図るとともに、将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とすることを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、決議に参加した取締役の全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。なお、利益相反を回避するため、本自己株式取得の相手方となる予定である当社代表取締役社長腰高 博及び特別利害関係人に該当する当社専務取締役腰高 修並びに当社常務取締役腰高 美和子は、当社の立場において、上記取締役会を含め、本自己株式取得に関する審議・検討手続には一切参加していません。

また、公正性を担保するための措置として、当社は、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む。）での本自己株式取得を行う予定です。

さらに、当社は独立役員である社外監査役西智彦氏から、「(a) 本自己株式取得は、当社の資本効率の向上を図るとともに、将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b) 本自己株式取得に係る交渉・意思決定過程の手続は利益相反回避措置がとられ、手続は公正であると認められ、(c) 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用されることから、取引の相手方を当社代表取締役社長腰高 博に限定せず少数株主にも参加の機会が確保され、取引方法は妥当であり、(d) 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用されることから、本自己株式取得の買付価格は株式会社東京証券取引所における当社普通株式の市場価格を超えない形で実施されることが想定され、その価格は妥当であり、(e) 上記 (a) 乃至 (d) 並びに平成 26 年 9 月 30 日に開示したコーポレートガバナンス報告書に定める指針に沿って決定されていることを前提にすると、本自己株式取得は、当社の少数株主にとって不利益なものではない。」旨の意見書を平成 26 年 12 月 1 日付で取得しております。

したがって、本自己株式取得の実施は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断しております。

以 上

（ご参考）平成 26 年 10 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 18,954,640 株

自己株式数 245,360 株

（注） 株式給付信託（J-ESOP）により信託口が所有する当社株式 245,000 株を含めております。